平成２３年（フ）第８１８７号
大阪市東淀川区淡路３丁目19番３号
債務者　岬　　和洋
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１８８号
大阪市西区九条３丁目４番６号　301、前住所大阪市西淀川区姫島６丁目10番37号
債務者　藤島　順子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１８９号
大阪府吹田市五月が丘東10番８―205号
債務者　稲垣美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９１号
大阪市東成区神路１丁目12番６―505号
債務者　安田　末男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９４号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番36―501号
債務者　海野　泰則
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７号
北海道樺戸郡新十津川町字中央72番地18
債務者　横井　正志
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
北海道芦別市北４条西４丁目１番地渓水団地18号
債務者　石井　留美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
北海道滝川市東町２丁目２番32号松栄荘３号室
債務者　野崎　武治
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
群馬県沼田市高橋場町2122番地５
債務者　黒﨑　徳文
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
神奈川県中郡大磯町国府本郷463番地　サニーハウス大磯101号
債務者　工藤　　東
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７４号
神奈川県愛甲郡愛川町半原413番地
債務者　小島百合子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５１号
新潟市西区寺尾東３丁目19番39号
債務者　済木　貴生
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９５号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目24番16号　レジーナ海老塚302、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目52番15号　ビレッジ幸302
債務者　松本　広次
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
静岡県磐田市国府台24番地25
債務者　山崎　祐司
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
愛知県豊橋市前田町２丁目13番地の５
債務者　宮脇　　優
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４６号
愛知県豊川市伊奈町南山新田290番地５
債務者　宮下　浩子（旧姓鳥居）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３５１号
愛知県蒲郡市三谷町諏訪東33番地４　コーポ藤Ⅱ―203、従前の住所愛知県一宮市羽衣１丁目２番９号
債務者　梅村　昭寛
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部